

令和6年監査計画

(令和5年10月10日 監査委員協議会決定)

神奈川県監査委員監査基準第7条第1項及び神奈川県監査委員規程第3条第1項第3号の規定に基づく令和6年の監査計画は次のとおりとする。

1 財務監査

(1) 監査対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 実施方法

ア 財務監査（定期監査）

(ア) 実施体制

次のいずれかの体制により監査を実施する。

a 監査（甲）

監査（甲）は、監査委員による実地調査（以下「本監査」という。）を、職員調査の後に実施する監査（甲Ⅰ）又は職員調査と並行して実施する監査（甲Ⅱ）として実施する。

監査（甲Ⅰ）は、一部の出先機関においては識見監査委員1名を担当監査委員として実施することとし、その他の出先機関及び本庁機関においては識見監査委員及び議選監査委員各1名を担当監査委員として実施することを原則とする。

監査（甲Ⅱ）は、識見監査委員1名により実施する。

一日に実施する監査（甲）の箇所数は、監査の効率的な実施を考慮しながら設定する。

b 監査（乙）

常勤監査委員による監査（乙）における職員調査について、職員をそれぞれの所属に派遣して行う方法のほか、業務定型的な出先機関においては複数所属を一つの会場に集めて行う方法により実施することができるものとする。

(イ) 実施時期（本監査及び職員調査の実施時期をいう。以下同じ。）

令和5年12月から令和6年8月までとする。

(ウ) 監査上の留意点

監査において、誤りや問題点が見受けられた場合には、誤りの原因や制度上の問題点についても考究するなど、深く掘り下げた監査を実施する。

また、必要に応じて、事務・事業の執行について効率性や有効性などに着目し、事業の成果や効果の検証も行う。

イ 財務監査（随時監査）

重大な事故、事件が発生した場合のほか必要があると認めるときに、原則として常勤監査委員による監査（乙）として実施するものとし、監査を実施する箇所及び監査方法等については、代表監査委員がその都度定める。

2 行政監査

(1) 監査対象

事務の執行（1の(1)に定める監査対象を除く。）

(2) 実施方法

ア 実施体制及び実施時期

財務監査（定期監査）と併せて実施するものとする。

イ 監査上の留意点

監査に当たっては、必要に応じて、対象とする事務全般の執行について効率性や有効性などに着目し、事業の成果や効果の検証も行う。

3 財政援助団体等監査

(1) 監査対象

県が財政的援助を与え、出資し、又は借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの、県が受益権を有する信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせているものに対し、令和6年7月までに監査委員協議会において選定した団体について、財政援助等監査を実施する。

(2) 実施体制及び実施時期

監査は、識見監査委員及び議選監査委員各1名を担当監査委員とする監査（甲Ⅰ）又は常勤監査委員による監査（乙）として行うことを原則とし、令和6年9月から同年11月まで実施する。

4 決算審査

(1) 会計管理者所管の決算

ア 審査対象

令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書

イ 実施体制及び実施時期

例月出納検査等の結果を踏まえ、本庁機関の財務監査（定期監査）と併せ、令和6年6月から同年8月まで実施する。

(2) 公営企業管理者所管(水道事業会計等)の決算

ア 審査対象

令和5年度公営企業決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、貸借対照表、証書類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

イ 実施体制及び実施時期

例月出納検査等の結果を踏まえ、本庁機関の財務監査(定期監査)と併せ、令和6年5月から同年7月まで実施する。

(3) 知事所管(流域下水道事業会計)の決算

ア 審査対象

令和5年度公営企業決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、貸借対照表、証書類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

イ 実施体制及び実施時期

例月出納検査等の結果を踏まえ、本庁機関の財務監査(定期監査)と併せ、令和6年5月から同年7月まで実施する。

5 例月出納検査

(1) 検査対象

会計管理者所管、公営企業管理者所管(水道事業会計等)及び知事所管(流域下水道事業会計)のそれぞれの現金の出納事務

(2) 実施体制及び実施時期

検査は四半期に1回、監査(甲Ⅲ)の方法に準じて、識見監査委員1名が職員調査と一体となって実施する検査(甲)として実施し、それ以外は監査(乙)の方法に準じて検査(乙)として実施することを原則とする。

実施時期は、原則として毎月下旬とし、その前々月の現金の出納につき、所定の期日までに資料の提出を求めて実施する。

6 健全化判断比率等審査

(1) 審査対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、知事から提出される健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 実施体制及び実施時期

監査(乙)の方法に準じて、令和6年7月から同年9月まで実施する。

7 内部統制評価報告書審査

(1) 審査対象

知事が作成した内部統制評価報告書

(2) 実施体制及び実施時期

別に定める内部統制評価報告書の審査計画に基づき実施する。

8 監査又は検査の甲乙別の実施箇所数

別紙のとおりとする。

具体的な監査箇所の選定に当たっては、所属の規模等に応じた定量的な考え方(サイクルによる整理)及び業務の内容に応じた整理を行うとともに、所属のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案する。

9 その他

監査計画の修正が必要となった場合には、改めて監査委員協議会において協議する。

令和6年監査等実施箇所数

区 分		監 査 等 実 施 箇 所 数			
		監査(甲) 検査(甲)	監査(乙) 検査(乙)	計	
せ財 て務 実監 施査 する 行政 監査 及び 当該 監査 と併	本庁機関	183 (±0)	12 (±0)	195 (±0)	・監査(乙)の内訳 議会局4課、人事委員会事務局2課、 監査事務局2課、労働委員会事務局、 収用委員会事務局、海区漁業調整委 員会事務局、内水面漁場管理委員会 事務局
	出先機関	55 (+2)	294 (-5)	349 (-3)	
	計	238 (+2)	306 (-5)	544 (-3)	
財政援助団体等監査		9 (-1)	19 (+2)	28 (+1)	
例月出納検査		3 (±0)	0 (±0)	3 (±0)	
		(1×4回)	(1×8回)		会計管理者所管(12回)
		(1×4回)	(1×8回)		公営企業管理者所管(12回)
		(1×4回)	(1×8回)		知事所管(12回)
合 計		250 (+1)	325 (-3)	575 (-2)	

(注1) ()の数字は、前年の監査実施箇所数(実績値)との増減を示す。

(注2) 財務監査(定期監査)及び当該監査と併せて実施する行政監査の実施箇所数は、組織の見直し等により変動する。

(注3) 財政援助団体等監査の実施箇所数は、補助金等の調査結果等により見直す。